

議案第 7 号

和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 4 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係） (単位 円)			別表（第 2 条関係） (単位 円)		
職名	区分	報酬額	職名	区分	報酬額
(略)			(略)		
学校医・ 学校歯科 医	年額	<u>219,000</u> に職務の執行 に応じて別に定める基準によ り支給する額を加えた額	学校医・ 学校歯科 医	年額	<u>215,000</u> に職務の執行 に応じて別に定める基準によ り支給する額を加えた額
学校薬剤 師	年額	<u>134,000</u>	学校薬剤 師	年額	<u>131,000</u>
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。